

固定資産(償却資産)申告の手引き

備前市

日頃より本市税務行政にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

固定資産税は、土地・家屋のほかに償却資産(事業用資産)についても課税されます。償却資産の所有者は、地方税法第383条(固定資産の申告)の規定により毎年1月1日現在において所有する償却資産について申告する必要があります。

つきましては、この『申告の手引き』をご参照の上、令和8年1月1日時点の償却資産の状況について申告書を作成し、期限までに提出していただきますようお願いいたします。

マイナンバー(個人番号・法人番号)の記載について

個人番号を記載した申告書を提出いただく際には、番号法に定める本人確認が必要となりますので、以下の本人確認資料を添付または提示していただくようお願いいたします。なお、法人番号を記載した申告書をご提出いただく場合、本人確認資料は不要です。

ア 本人が申告書を提出する場合

番号確認資料	個人番号カード(裏面)、通知カード、住民票の写し(個人番号付き)等
本人確認資料	個人番号カード(表面)、運転免許証、パスポート等

イ 代理人が申告書を提出する場合

本人の番号確認資料の写し	個人番号カード(裏面)、通知カード、住民票の写し(個人番号付き)等
代理人の本人確認資料	個人番号カード(表面)、運転免許証、パスポート等
代理権確認資料	税務代理権限証書、委任状等

本年度から初めて申告される方(初めて申告書が届いた方)

提出書類: 傷却資産申告書、種類別明細書(増加資産・全資産用)

前年度に申告されている方

提出書類: 傷却資産申告書、種類別明細書(増加資産・全資産用)、種類別明細書(減少資産用)

申告書の控えの返送を希望される方へのお願い

受付印を押した申告書の控えの返送を希望される場合は、必ず返送先を記入した返信用封筒に切手を貼って同封してください。

(目 次)

1. 傷却資産の申告について ----- 2頁
2. 傷却資産とは ----- 2~4頁
3. 傷却資産の課税について ----- 5頁
4. 申告書記入のしかた ----- 6~7頁
5. 記載例 ----- 8頁
6. 課税標準の特例が適用される傷却資産 ----- 9~10頁

申告書提出期限: 令和8年1月30日(金)

提出期限の直前は窓口が混雑しますので、
令和8年1月16日(金)までの提出にご協力ください。

申告書提出先 及び 問い合わせ先	備前市役所総務部税務課資産税係 〒705-8602 岡山県備前市東片上126番地 電話(0869)64-1816(直通)
------------------------	--

1. 償却資産の申告について

地方税法第383条(固定資産の申告)

固定資産税の納税義務がある償却資産の所有者は、総務省令の定めるところによって、毎年1月1日現在における当該償却資産について、その所在・種類・数量・取得時期・取得価額・耐用年数・見積価額その他償却資産課税台帳の登録及び当該償却資産の価格の決定に必要な事項を1月31日までに当該償却資産の所在地の市町村長に申告しなければならない。

上記が償却資産所有者の申告義務を規定した条文です。“納税義務がある償却資産の所有者”とは、課税されるか否かを問わず、一品でも償却資産を所有していれば該当しますのでご注意ください。

【本年度から初めて申告される方(初めて申告書が届いた方)】

提出書類: 償却資産申告書、種類別明細書(増加資産・全資産用)

注意点: 令和8年1月1日現在、備前市内に所有している償却資産を全て申告してください。

償却資産をお持ちでない方は、申告書の備考欄に「該当資産なし」と記入し、提出ください。

【前年度に申告されている方】

提出書類: 償却資産申告書、種類別明細書(増加資産・全資産用)、種類別明細書(減少資産用)

注意点: 前年中に増加・減少した資産を、それぞれの種類別明細書に記入してください。

増加、減少した資産がない場合は、申告書の備考欄に「増減なし」と記入し、提出ください。

【電子申告(eLtax)による全資産申告をされる方】

提出書類: 償却資産申告書、全資産種類別明細書

注意点: 令和8年1月1日現在、備前市内に所有している償却資産を全て申告してください。

【廃業、解散、営業譲渡等された方】

提出書類: 償却資産申告書、種類別明細書(減少資産用)

注意点: 償却資産申告書の備考欄にその旨を記入してください。

◎申告書提出期限: 令和8年1月30日(金)

(令和8年1月16日(金)までのご提出にご協力ください。)

償却資産申告書(第26号様式)及び種類別明細書(第26号様式別表1・2)は、1枚(提出用)を提出し、1枚(控用)を控えとして保管ください。記載内容はすべて毎年1月1日を基準とします。

なお、該当する資産のない場合は『該当資産なし』、前年から異動がない場合は『異動なし』と申告書備考欄に記載して提出されますようお願いします。

2. 償却資産とは

固定資産税の課税客体である償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるもの(これに類する資産で法人税又は所得税を課されないものが所有するものを含む。)をいいます。

ただし、鉱業権・特許権・営業権その他の無形減価償却資産及び自動車税種別割・軽自動車税種別割の課税客体である自動車・軽自動車等は除かれます。

なお、「事業の用に供する」とは、所有者がその償却資産を自己の営む事業のために使用する場合だけでなく、事業として他人に貸し付ける場合も含まれます。

(1) 申告が必要な資産

- ・土地・家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却費が法人税法または所得税法の規定による所得の計算上、損金または必要経費に算入されるもの(償却済資産も含まれます)。
- ・簿外資産(減価償却資産として帳簿に記載されていないもの)で事業の用に供しているもの、また供し得る状態にあるもの。

(2) 償却資産の種類と具体例

資産の種類	範 囲
第1種 構 築 物 (建物附属設備を含む)	独立煙突、門、塀、庭園、緑化施設、広告塔、舗装路面、排水溝等及び建物(建物附属設備含む)勘定に経理されている資産で償却資産に該当するもの
第2種 機 械 及び 装 置	工作機械、木工機械、土木建設機械(パワーショベル・ブルドーザー)等、太陽光発電設備、各種産業用機械及び装置等
第3種 船 舶	総トン数500トン未満の油槽船、貨物船、はしけ、曳船、漁船、モーターボート、客船等、その他船舶
第4種 航 空 機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
第5種 車両 及び 運搬具	トロッコ、台車、貨車、機関車、構内運搬車等 (ただし、フォークリフト等で自動車税の課税対象になっているものは除く)
第6種 工具,器具及び備品	ドリル、カッター、マイクロメーター、万力等の工具、金庫、ロッカー、机、椅子、陳列ケース、冷蔵庫、ルームエアコン、パソコン、医療機器、理・美容機器、その他営業用備品等

(3)特に注意する申告対象について

- ・決算以後に取得された資産で未だ固定資産に計上されていない資産
- ・建設仮勘定で経理されているが、資産の一部又は全部が1月1日現在において、事業の用に供することができる資産
- ・会社の帳簿に記載されていない簿外資産であるが、事業の用に供することができる資産
- ・改良費のうち、資産的支出として資産計上した資産(本体部とは別に新たに資産の取得として扱います。)
- ・遊休資産・未稼働資産であっても維持補修の行われている資産
- ・資産の所有者が他の事業を行う者に貸し付けている事業用資産(貸付を業としている場合は、貸付先で事業用に使用される否かを問わず対象です。)
- ・美術品について、「法人税基本通達7-1-1」等に規定されている減価償却資産として取り扱われている資産
以上は償却資産の対象となります。申告もれになりやすい資産ですので、ご注意ください。

(4)申告の必要がない資産

1. 耐用年数が1年未満又は取得価額10万円未満の償却資産で、取得に要した経費の全部が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上一時に損金又は必要な経費に算入されたもの
2. 取得価額10万円以上20万円未満の償却資産で、法人税法上又は所得税法上、事業年度ごとに一括して3年間で償却を行うもの
3. 鉱業権・営業権・特許権などの無形減価償却資産
4. 自動車税・軽自動車税の課税される車両(小型特殊自動車・軽自動車等)
5. 棚卸資産

(5)家屋の附帯設備(建築設備)における家屋との区分

家屋の附帯設備で償却資産の対象となる資産については、下記の例示を参考にしてください。

区分	家屋として取り扱うもの	償却資産として取り扱うもの
電気設備	電灯・コンセント配線、電話配線、盜難非常通報装置、テレビジョン共同聴視設備、火災報知設備、ナースコール設備、呼出信号設備 等	自家発電設備、受変電設備、ネオンサイン、屋外照明装置、中央監視設備、屋外スピーカー、スポットライト、電話機、電球、交換機、屋外電気設備、LAN設備等
給排水衛生設備	屋内給水設備、屋内排水設備、中央式給湯設備、衛生器具設備 等	屋外設備、屋外水道管、屋外排水管、独立した給水塔、公衆浴場の元釜、補助釜、元釜槽、井戸、浄化槽 等
ガス設備	屋内配管、排気筒、ガスカラン(使用口)等	屋外供給本管・設備 等
空調設備	空調・冷暖房・排気設備、換気扇 等	ルームエアコン(天井埋め込み型を除く)
その他	太陽光発電設備(屋根材一体型)、避雷設備、自動扉開閉装置、エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機、固定椅子、金庫扉、造り付け家具 等	太陽光発電設備(屋根材一体型を除く)、コインランドリーなどの洗濯設備、業務用の厨房設備、テント、取り外し容易な簡易間仕切り、POSシステム、カーテン・ブラインド、工場などのガス設備 等

※家屋とは、一般的に屋根及び周壁又はこれに類するものを有し、土地に定着した建造物であって、その目的とする用途に供し得る状態にあるものをいいます。

※自己所有の家屋内における事務室等の照明用電気配線や生活用の上下水道配管、空調・ガス配管などは家屋の評価対象であり、償却資産ではありません。しかし、特定の生産又は業務を行うための給排水・ガス・工アー等の各種配管や動力源、熱源等の電気配線、照明設備及びその付属設備等は償却資産になります。(例:工場内における製造用機械を動かすための動力配線機械や製品を冷却するための電気配線や設備、工業用水道配管や汚水処理設備等)

(6) 家屋の附帯設備を償却資産として取り扱う特別な場合(テナント入居における特定附帯設備)

家屋の附帯設備のうち、家屋の所有者以外の者(テナント入居者等)がその事業の用に供するために取りつけたものについては上記の区分に関わらず、その資産の所有者であるテナント入居者等に申告義務があります。(テナント入居者が、事業の用に供するために、電気設備・給排水設備・空調設備・内外装仕上(家屋と構造上一体となるもの)等を取り付けた場合、当該資産を取り付けた者(テナント入居者)を所有者とし、償却資産として申告する必要があります。

(7) 国税との主な違い

項目	固定資産税(償却資産)の取り扱い	国税の取り扱い
償却計算の期間	暦年(賦課期日制度)	事業年度
減価償却の方法 ※①	定率法(固定資産税定率法) 一般の資産は固定資産評価基準別表第15表に定められた減価率を用いる(法人税法などの旧定率法で用いる減価率と同様)	建物以外の一般の資産は定率法・定額法の選択制 定額法の選択制 (H28.4.1以後に取得した建物付帯設備、構築物については定額法) 〔定率法の場合〕 H24.4.1以後の取得分は、「200%定率法」 H19.4.1～H24.3.31 取得分は、「250%定率法」 H19.3.31以前の取得分は「旧定率法」
前年中の 新規取得資産	半年償却	月割償却
圧縮記帳の 制度※②	認められません	認められます
特別償却・ 割増償却	認められません	認められます
増加償却	認められます	認められます
評価額の 最低限度※③	取得価額の100分の5	備忘価額(1円)
改良費	区分評価(改良を加えられた資産と改良費を区分して評価)	H19.4.1以後取得分は原価区分評価(一部合算評価)、H19.3.31以前取得分は合算評価

※1 法人税等の減価償却の方法は平成19年4月1日以後に取得した資産については、定額法・定率法のいずれかを、平成19年3月31日までに取得した資産については、旧定額法・旧定率法のいずれかを適用してもよいとされていますが、固定資産税では、取替資産等を除く全て旧定率法で評価します。

※2 圧縮記帳の制度は認められませんので、国庫補助金などで取得した資産で取得価額を圧縮したものについては、圧縮前の取得価額を記入してください。

※3 国税では、備忘価額である1円まで減価償却計算をしますが、固定資産税では、取得価額の5%が最低限度額となります。

3. 債却資産の課税について

(1) 税額の算出方法

「課税標準額(1,000円未満切捨)×税率(1.4/100)=税額(100円未満切捨)」

令和8年1月1日現在の債却資産の評価額の合計額が課税標準額となります。
(特例の適用がある資産は、評価額に特例率を乗じた額が課税標準額となります。)
なお、課税標準額が150万円(免税点)未満の場合は、債却資産は課税されません。
ただし、免税点未満でも申告は必要です。

(2) 評価額・課税標準額の算出方法

資産の取得年	範 囲
前年中に取得した資産	取得価格×(1-減価率 R/2)
前年前に取得した資産	前年度評価額×(1-減価率 R)

※減価率 R……耐用年数に応じた減価率(詳細は下表)

評価額の最低限度は、取得価額の5/100です。

耐用年数による減価残存率表(固定資産評価基準別表第15抜粋)

耐用 年数	減価率 R	減価残存率	減価残存率	耐用 年数	減価率 R	減価残存率	減価残存率
		前年中取得	前年前取得			前年中取得	前年前取得
		1-R/2	1-R			1-R/2	1-R
2	0.684	0.658	0.316	17	0.127	0.936	0.873
3	0.536	0.732	0.464	18	0.120	0.940	0.880
4	0.438	0.781	0.562	19	0.114	0.943	0.886
5	0.369	0.815	0.631	20	0.109	0.945	0.891
6	0.319	0.840	0.681	21	0.104	0.948	0.896
7	0.280	0.860	0.720	22	0.099	0.950	0.901
8	0.250	0.875	0.750	23	0.095	0.952	0.905
9	0.226	0.887	0.774	24	0.092	0.954	0.908
10	0.206	0.897	0.794	25	0.088	0.956	0.912
11	0.189	0.905	0.811	26	0.085	0.957	0.915
12	0.175	0.912	0.825	27	0.082	0.959	0.918
13	0.162	0.919	0.838	28	0.079	0.960	0.921
14	0.152	0.924	0.848	29	0.076	0.962	0.924
15	0.142	0.929	0.858	30	0.074	0.963	0.926
16	0.134	0.933	0.866				

4. 申告書記入のしかた

▶償却資産申告書 第26号様式

所有者欄

『1 住所(又は送付先)』、『2 氏名(法人は名称、代表者氏名)』 ※押印不要。

所有者の住所・名称・電話番号を記載ください。(屋号・のれん名がありましたら記載してください。)

『3 個人番号又は法人番号』

個人の方は12桁のマイナンバーを、法人にあっては13桁の法人番号を右詰めで記載してください。

法人番号が申告書にあらかじめ印字されている場合は、印字されている法人番号に訂正がある場合のみ訂正をお願いします。マイナンバーを記載した申告書を提出いただく際は、番号法に基づく本人確認を行いますので、マイナンバーカード等の提示をお願いいたします。

『4 事業種目』 主たる事業の種目を具体的に記載してください。

「販売業」「クリーニング業」「印刷業」「理容業」「美容業」「歯科医療業」「リース業」「飲食業」等

『5 事業開始年月』 「個人の場合」： 事業開始年月、「法人の場合」： 当該法人設立年月

『6 この申告について応答する者の係及び氏名』： 担当者の係名・氏名及び電話番号を記載してください。

『7 税理士等の氏名』： 経理を税理士等に委託している場合は、税理士等の氏名・電話番号を記載ください。

『8 短縮耐用年数の承認』、『9 増加償却の届出』、『10 非課税該当資産』、『11 課税標準の特例』、

『12 特別償却又は圧縮記帳』、『13 税務会計上の償却方法』、『14 青色申告』

それぞれ、該当する方に○をしてください。

『15 市(区)町村内における事業所等資産の所在地』： 備前市内の資産の所在地を記載してください。

『16 借用資産(有・無)』： 借入資産がある場合は、貸主の名称等を記載してください。

『17 事業所用家屋の所有区分』

事業を行っている場所の家屋が自己所有であるか、借家であるか該当する方を○で囲んでください。

『18 備考(添付書類等)』 前年中に所有者の住所・名称等に異動があった場合や、税法上の特例を適用するために必要となる証明書等の添付書類がある場合に記載してください。該当する資産のない場合は「該当資産なし」、前年から異動がない場合は「異動なし」と記載してください。

取得価額欄

『前年前に取得したもの(イ)』 前年1月1日現在所有していた全資産の種類別の取得価額の合計です。

『前年中に減少したもの(ロ)』 前年中に資産の滅失・除却・他市町村への移管等により資産の減少があった場合は、その減少した資産の取得価額の合計を資産の種類別に記載してください。

(種類別明細書 第26号様式別表2から転記)

『前年中に取得したもの(ハ)』 前年中に資産の取得・備前市内への移管等により資産の増加があった場合は、その増加した資産の取得価額の合計を資産の種類別に記載してください。

『計((イ)-(ロ)+(ハ)) (二)』 令和8年1月1日時点における資産の取得価額の種類別合計になります。

※『評価額(木)』、『決定価格(ヘ)』及び『課税標準額(ト)』

電算処理により全資産申告を行わない事業所については、記載の必要はありません。

▶種類別明細書(増加資産・全資産用)第26号様式別表1

前年中に新規取得した資産のほか、前年前に取得した資産で初めて備前市への申告を行う資産があれば記載してください。

『資産の種類』

『1.構築物』・『2.機械及び装置』・『3.船舶』・『4.航空機』・『5.車両及び運搬具』・『6.工具、器具及び備品』のうちから該当する番号を記載してください。

『資産コード』 自社の資産コードがあれば記載し、なければ空欄にしてください。

『資産の名称等』 資産の名称・型式等を漢字・ひらがな・カタカナ・英数で記載してください。

中古の資産を取得された場合は「中古」と書き加えてください。

※『3.船舶』に該当する資産を取得した場合は、総トン数を記載してください。

『数量』 資産の数量を記載してください。

『取得年月』 当該償却資産の取得年月を記載する欄で、昭和は[3]平成は[4]令和は[5]で記載してください。

『取得価額』 当該償却資産を取得するために要した費用で、引取運賃・荷役費・運送保険料・購入手数料・据付費等その用途に供するために直接要した費用も含めて記載してください。

また、所得税法等における圧縮記帳は認められていませんので、圧縮前の価額を記載してください。

『耐用年数』 減価償却資産の耐用年数に関する省令別表第1・第2及び第5から第9までに掲げる耐用年数を記載してください。

『課税標準の特例』 該当する場合に記載してください。

『増加事由』 該当する事由の番号を○で囲んでください。

『摘要』 課税標準額の特例、耐用年数の変更、その他当該資産の価格の決定にあたり必要な事項があれば記載してください。

▶種類別明細書(減少資産用)第26号様式別表2

同封の償却資産種類別明細書(納税者用)に登録された資産の中から、前年中減少のあった場合(他市町村への移管を含む)に、その減少資産の種類・資産抹消コード・資産の名称等・数量・取得年月・取得価額・耐用年数・減少の事由及び区分を記載してください。(摘要欄に詳細を記載してください)

※初めて備前市へ申告される方や、前年中減少のない場合は記載の必要はありません。

※廃業、解散、営業譲渡された方: 債却資産申告書の備考欄にその旨を記入ください。

営業譲渡された方は、譲渡先も記入してください。

▶その他

- 修正部分がある場合 同封の償却資産種類別明細書(納税者用)の中で登録に誤りがある場合には種類別明細書(増加資産・全資産用)第26号様式別表1に修正前・後を記入して提出してください。
- 記載途中で間違った場合 間違った行を二重線で消し、下段に新たに記載してください。
- 地方税法上の特例に該当する場合 地方税法上の特例(第349条の3、本法附則第15条等)に該当する場合は、その条項を摘要欄に記載のうえ、規格、性能等が要件に該当する事を証明する書類を添付ください。
- 地方税法第343条10 家屋所有者以外の方(テナント等、賃借人)が、平成16年4月1日以降に取り付けた建築設備及び内装等(特定付帯設備)については、その設備が事業用資産である場合、取り付けた方の償却資産として申告の対象となります。

次のページ以降に記載例があります。

5. 記載例

記入例		令和8年1月20日		令和8年度 償却資産申告書(償却資産課税台帳)										所有者コード 1234567890									
備前市長 殿																							
所有者	1.住所 (又は送付先)	岡山県備前市東片上126 (電話 0869-64-1816)				3.個人番号 又は 法人番号		0012345678900		8.短縮耐用年数の承認		有・無											
	2.氏名 (法人は名称、代表者の氏名)	株式会社 備前産業 代表取締役 備前 太郎 (屋号)				4.事業種目 (資本金等の額)		耐火物製造 (50 百万円)		9.増加償却の届出		有・無											
資産の種類		取 得 価 額				前年前に取得したもの(イ)		前年中に減少したもの(ロ)		前年中に取得したもの(ハ)		計((イ)-(ロ)+(ハ)) (二)											
1構築物	2機械及び装置	3船舶	4航空機	5車両及び運搬具	6工具、器具及び備品	7合計	26,304,467	46,799,400	0	0	450,000	86,790,688	1,860,500	3,716,900	2,568,395	1,480,500	764,300	6,027,400	27,012,362	44,563,000	14,001,121	6,763,195	87,526,483
資産の種類		評価額(木)				決定価格(へ)		課税標準額(ト)				15.市内における事業所等の所在地		①備前市東片上126 ② ③									
1構築物	2機械及び装置	3船舶	4航空機	5車両及び運搬具	6工具、器具及び備品	7合計	電算処理による全資産申告を行なう場合に記載してください				16.借用資産(有・無)		貸主の名称等 備前リース(株)										
資産の種類		評価額(木)				決定価格(へ)		課税標準額(ト)				17.事業所用家屋の所有区分		自己所有・借家									
1構築物	2機械及び装置	3船舶	4航空機	5車両及び運搬具	6工具、器具及び備品	7合計					18.備考(添付書類等)		令和7年10月 社名変更 (旧社名 備前産業有限会社)										

種類別明細書(増加資産・全資産用)

所有者コード 1234567890				所有者名 株式会社 ○▲×商事													
行番号	資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月日			取得価額	耐用年数	減価残存率	価額	課税標準の特例		課税標準額		増加事由	摘要
					年号	年	月					率	コード				
01	6	00000030	複写機	1	5	7	4	300,000	05							1・2 3・4	
02																	
03					20文字以内の漢字・ひらがな・カタカナ・英数で記入			取得価額を記入			1:新規取得 2:中古取得 3:移動によるもの 4:その他			該当するところに○印をつけてください			
.					昭和:3 平成:4 令和:5 で記入			耐用年数を記入									
.					新番号を8桁で記入												

1:構築物、2:機械及び装置、3:船舶、4:航空機、
5:車両及び運搬具、6:工具、器具及び備品

種類別明細書(減少資産用)

所有者コード 1234567890				所有者名 株式会社 ○▲×商事											
行番号	資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月日			取得価額	耐用年数	申告年度	減少事由及び区分			摘要	
					年号	年	月				1. 売却 2. 減失 3. 移動 4. その他	1. 全部 2. 一部			
01	6	00000018	複写機	1	4	16	10	300,000	05		1・(2)・3・4(1)・2			入替えによる	
02															
03					種類別明細書に記載されているとおりに記入してください								該当するところに○印をつけてください		
.															

一部減少の場合は、減少する金額を記入してください

※修正部分がある場合

同封の償却資産種類別明細書(納税者用)の中で登録に誤りがある場合には種類別明細書(増加資産・全資産用)第26号様式別表1に修正前・後を記入して提出してください。

記載途中で間違った場合 間違った行を二重線で消し、下段に新たに記載してください。

6. 課税標準の特例が適用される償却資産

特定の設備に対しては、地方税法で課税標準の特例の規定があり、税負担の軽減が図られています。特例の適用を受ける場合は、それを証明する書類(認定通知書の写し等)を償却資産申告書と併せてご提出ください。

主な課税標準の特例は以下のとおりです。

根拠法令 (地方税法)	特例対象資産	取得期間	特例率 適用期間	添付書類
第349条の 3第5項	内航船舶	期限なし	1/2 (期限なし)	
附則第15条 第2項第1号	油水分離装置、沈殿又は浮上装置等の汚水又は廃液の処理施設で、新設のもの	令和4年4月1日から 令和8年3月31日	1/2 (期限なし)	①特定施設設置(使用、変更)届出書の写し
附則旧第15条第32号	特定事業所内保育施設(企業主導型保育事業に供する家屋及び償却資産)	平成29年4月1日から令和6年3月31日	1/2 (5年間) ※補助開始日の属する年の翌年度から	①企業主導型保育事業(運営費)助成決定通知書の写し、②賦課期日時点での補助を受けていることが確認できる書類等
附則旧第64条	中小事業者等が新規取得した先端設備等導入に計画に基づく設備	令和3年4月1日から 令和5年3月31日 (※この日以前に先端設備等導入計画を受けて取得したものに限る。)	最初の3年間 0 (ゼロ)	①特例申告書、②先端設備等導入申請書及び認定書の写し、③工業会の生産性向上要件証明書等
附則第15条 第45項	中小企業等経営強化法に基づく認定先端設備導入計画により取得した、一定の機械及び装置、工具、器具及び備品並びに建物附属設備	【賃上げ表明なし】 令和5年4月1日から 令和7年3月31日 (※この日以前に先端設備等導入計画を受けて取得したものに限る。)	1/2 (最初の3年間)	①特例申告書、②先端設備等導入申請書及び認定書の写し、③投資計画に関する確認書の写し等
		【賃上げ表明あり】 令和5年4月1日から 令和6年3月31日 (※この日以前に先端設備等導入計画を受けて取得したものに限る。)	1/3 (最初の5年間)	①特例申告書、②先端設備等導入申請書及び認定書の写し、③投資計画に関する確認書の写し、④従業員への賃上げ方針を表明したことを証する書面の写し等
		【賃上げ表明あり】 令和6年4月1日から 令和7年3月31日 (※この日以前に先端設備等導入計画を受けて取得したものに限る。)	1/3 (最初の4年間)	①特例申告書、②先端設備等導入申請書及び認定書の写し、③投資計画に関する確認書の写し、④従業員への賃上げ方針を表明したことを証する書面の写し等
附則第15条 第43項※	中小企業等経営強化法に基づく認定先端設備導入計画により取得した、一定の機械及び装置、工具、器具及び備品並びに建物附属設備	【賃上げ表明あり】 令和7年4月1日から 令和9年3月31日 ※雇用者等給与支払額が、1.5%以上増加することを表明した場合。	1/2 (最初の3年間) ※雇用者等給与支払額が、3.0%以上増加することを表明した場合。	①特例申告書、②先端設備等導入申請書及び認定書の写し、③投資計画に関する確認書の写し、④従業員への賃上げ方針を表明したことを証する書面の写し等
			1/4 (最初の5年間) ※雇用者等給与支払額が、3.0%以上増加することを表明した場合。	①特例申告書、②先端設備等導入申請書及び認定書の写し、③投資計画に関する確認書の写し、④従業員への賃上げ方針を表明したことを証する書面の写し等

中小企業等経営強化法による先端設備等に係る課税標準の特例について

中小企業が市の認定を受けた先端設備等導入計画に基づき、新規に取得した一定の固定資産税(償却資産及び事業用家屋)の課税標準額につきまして、特例措置を講じています。

令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間内に取得した先端設備等は、旧地方税法附則第64条が適用され、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの期間内に取得した先端設備等は、地方税法附則第15条第45項が適用されます

令和7年4月1日から令和9年3月31日までの期間内に取得した先端設備等は、地方税法附則第15条第43項が適用されます。

以下は、地方税法第15条第43項における特例対象となる設備等の事項となりますので、ご参照ください。

地方税法附則第15条第43項

(1) 対象者

資本もしくは出資金の額が1億円以下の法人

資本もしくは出資金を有しない法人のうち常時雇用する従業員数が1,000人以下の法人

常時使用する従業員数が1,000人以下の個人

※大企業の子会社は特例の適用対象になりません。(大規模法人から2分の1以上の出資を受ける法人、2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人)

(2) 特例対象資産

先端設備等導入計画に基づき取得した機械及び装置、工具、器具及び備品並びに建物附属設備(償却資産に該当するもの)

(3) 対象要件

生産、販売活動等の用に直接供されることであること。中古資産でないこと

認定経営革新等支援機関の確認を受けた投資利益率5%以上の投資計画に記載された次の設備

設備の種類	取得価格
機械装置	160万円以上
工具(測定工具及び検査工具)	30万円以上
器具備品	30万円以上
建物附属設備(償却資産に該当するもの)	60万円以上

注:取得価格は1台・1基または1組・1式の価格です。

(4) 対象設備取得時期

令和7年4月1日から令和9年3月31日まで

賃上げ表明の割合により、課税標準の軽減割合及び措置期間が異なります。(詳細は前ページを確認ください)

(5) 特例適用申告時の提出書類

- ・先端設備等導入計画の申請書の写し
- ・先端設備等導入計画の認定書の写し
- ・従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面(賃上げの表明ありの場合)の写し
- ・投資計画に関する確認書の写し
- ・リース契約書の写し(申告者がリース会社の場合のみ)
- ・公益社団法人リース事業協会が確認した固定資産税軽減計算書の写し(申告者がリース会社の場合のみ)